

公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	亀田東児童館		
管理者名	指定期間	令和3年4月1日	～ 令和8年3月31日
担当課	江南区役所健康福祉課		
所在地	新潟市江南区亀田水道町4丁目1番48号		
根拠法令	児童福祉法		
設置条例	新潟市児童館条例		
施設概要	<p>敷地面積 1,588.91m² 建築面積 536.20m² 延床面積 526.85m² (児童館部分 411.24m², ひまわりクラブ部分 115.61m²)</p> <p>建物構造・主な施設内容 鉄骨造平屋建て 集会室 (33.94m²) 創作活動室 (34.04m²) 遊戯室 (196.00m²) 図書室 (13.13m²) 鑑賞室 (12.00m²) 相談室 (6.11m²) 事務室 (24.24m²) ひまわりクラブ室 (115.61m²)</p>		

施設設置目的
<p>児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及びその情操をゆたかにすることを目的として、亀田東児童館を設置する。</p>
管理・運営に関する基本理念、方針等
<p>亀田東児童館管理運営の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域児童の健全育成と子育て支援の拠点として、地域社会と協力連携しながら、児童をはじめ地域住民に親しまれる児童館とします。 2 児童がいつでも自由に利用できる、安全で安心な遊び場としての機能を備えるとともに、児童に健全な遊びや情報の提供を行います。 <p>亀田東児童館の事業運営の5つの柱</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健全な遊びを通じた児童の集団及び個別指導 2 中学生・高校生等の年長児童の自主的な活動に対する支援 3 母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長及び指導者の養成 4 子育て中の親からの相談に応じるなどの子育て家庭への支援 5 地域の児童の健全育成に必要な活動

視 点	評価項目		実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・行事だよりの発行 1回以上/月 ・ホームページ等による児童センター活動に関する情報発信 2回以上/月 			
	基準利用者数の達成	<ul style="list-style-type: none"> ・来館者数(年)(基準:65人×359日) 23,300人以上 			
	利用者の満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケートの実施 2回以上/年 			
	苦情・要望に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・原則1週間以内の回答 ・苦情・要望の対応マニュアルの整備 			
財 務	管理運営経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・経費節減への取組み事項 3件以上 			
業 務	設置目的の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の実施数 2回以上/年 ・地域交流事業の実施数 2回以上/年 ・区内全ひまわりクラブへの移動児童館の実施数 各施設1回以上/年 			
	情報の伝達と共有	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情・事故発生時の早期報告 (一両日中) 			
	安全安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練実施回数 2回以上/年 ・事故発生時のマニュアルによる研修実施 2回以上/年 			
	個人情報保護の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に関する内部研修の実施 1回以上/年 			
	業務仕様書に定める事項の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・業務仕様書に定める事項の遵守 			
人 材	配置人員条件の充足	<ul style="list-style-type: none"> ・業務仕様書に定める基準を満たしている 			
	配置人員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・実務研修の受講 1人2回以上/年 			

【評価基準】

- A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている
- B: 要求水準(評価指標)が達成されている
- C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 (所 見)